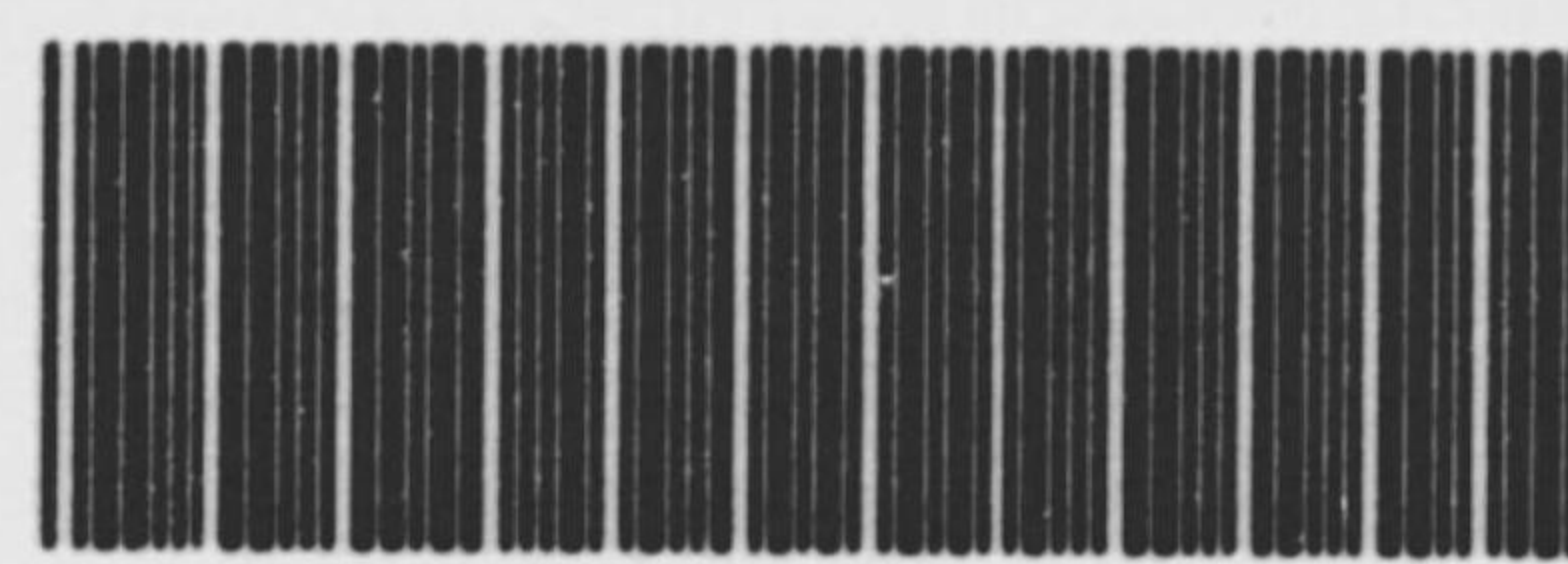


特 240
579



* 0038988000 *

0038988-000

特 240-579

融和資料

中央融和事業協会

第9輯

2版

昭和3

AGH

特 240

融和資料第九輯

579

13

建國の精神と融和問題

平沼騏一郎



中央図書館協会

特240
579

平沼騏一郎述

融和資料
第九輯

建國の精神と融和問題

中央融和事業協會發行

目次

一、建國以來の精神……………	一
二、権力萬能の思想……………	二
三、法治觀念の發達……………	五
四、権力の破綻……………	九
五、親和協同の觀念……………	二三
六、自然の理法……………	二六
七、親和協同の道……………	一九
八、正義人道の道……………	二三
九、天地の公道に還れ……………	二五
十、差別を去れ……………	二六

建國の精神と融和問題

法學博士男爵 平 沼 騏 一 郎

一、建國以來の精神

吾々の鼓吹して居ります所の親和協同、是は我が帝國の建國以來の精神でありまして、皇祖皇宗の御遺訓であります。明治天皇は御親政の初に於て、四民平等の制を宣布せられました。皇祖皇宗の御遺訓を明にせられました。大正天皇は明治天皇の皇謨を御繼續に相成りました。今上陛下に於かせられましたも、昭和親政の初に於きまして、此大精神を御示しに相成つて居られます。此事たるや極めて明白なことでありまして、吾々臣民は此皇謨を奉體致しまして、輔翼の責任を盡さなければなりません。是れ即ち一君萬民の我が國體を益々顯彰致します所以でございます。で斯の如く明白なる我が帝國の精神でありますに拘りませず、動もすれば因襲に囚はれまして、之に背馳するが如き言行あるは、吾々の常に遺憾として居る所であります。

殊に歐羅巴傳來の思想に致しまして、此大精神と背馳すべきものもございませぬ。又實際は背馳致しては居りませぬでも、研究の仕方悪い爲に、動々もすれば是と抵觸するやうな結果を生ずるに至ることはあるのであります。就中最も吾々が用意致さなければなりません。外國からして、即ち歐羅巴からして傳來致しました權力に關する觀念、それから法治に關する觀念である。歐羅巴には權力萬能と云ふ思想がある。之に牽聯して法治と云ふ觀念があります。此等に付て大體のことを御承知になつて置くことは必要であると思ひます。最も是が吾々の鼓吹致して居ります所の融和事業の完全に行はれると云ふことに付て、大に關係のあることでありますから、皆さん指導の責任を持たるゝ所の方々に於ては、能く之を御諒解にならなければならぬと思ひます。

二、權力萬能の思想

先づ權力萬能と云ふ思想が歐羅巴にあります。要するに此歐羅巴における國家の成立ち、之を能く觀察致しますると云ふと、大體に於て力で出來た國家であります。力を以て建設する。

其多くは武力建設。それでありませぬからして歐羅巴に於きましては、國家と云ふことを考へますと、必ず力と云ふことを聯想する。で、此權力萬能と云ふ觀念が歐羅巴に於きましては、自然の結果と致しまして、人心を支配致し來つたのであります。權力萬能は事實の問題であります。詰り力の強い者が征服すると云ふことであります。是は歐羅巴に於ては國と國との關係に於きまして、此觀念が存在致して居ります。又一國の中に於きまして、所謂治者被治者の關係に於きまして、此觀念は最も強く人心を支配して居るのであります。それから又、治者被治者と云ふ關係ではなく、對等の關係に於きまして、矢張力と云ふ觀念は總ての人の頭の中には存在を致して居るのであります。先づ國と國との關係に付て申しますれば、或る強い國が弱い國を征服する、強い民族が弱い民族を虐げる。詰り是は權力萬能、力があれば何でもやる、斯う云ふことになります。一國の中に於きまして、歐羅巴に於ける治者被治者、治者とは治める者、是は一人で治者と成つて居る者もあります。或は又少數の人が治者の地位に居つた場合もある。或は多數の者が治者たる場合もありました。何れに致しましても、力を以て制すると云ふ觀念が決して之に伴ふて居らぬと云ふことはない。個人と個人との關係に於ても、

矢張強い者は弱い者を壓する、斯う云ふ考はあります。併し是ではどうも社會の平和、國內の平和と云ふものは維持することは出来ない。何でも力が強いからして之を以て他國を壓すると云ふことになりましたならば、先づ強い國、強い民族は一時仕合せのやうでありまするが、虐げられる方の者は、洵に是はたまらぬ。昔は武力の強い民族が始終弱い民族を虐げた。力の強い國家が居れば弱い國家と云ふものを征服して居つた。其間の力が對等になつて居りますれば、互に相争ふのであります。所謂茲に國と國との間に争覇戦と云ふことが起るのであります。吾々の記憶に新なる所の先達ての世界大戰、是は煎じ詰めて見ますれば、一つの争覇戦であります。此争覇戦たるや敢て先達ての世界大戰に始つたのではありませぬ。歐羅巴の歴史を翻いて見ますれば、昔から形は變りますけれども、國と國の間、民族と民族の間は此争覇戦と云ふものは絶へませぬ。互に武力を以て相争ひ、強い者は弱い者を征服し、力が對等でありますれば、其間に争を起しまして、互に其覇を争ひ、永く斯う云ふ歴史を繰返して居るのであります。一國の中に於てはどうでありませうか、先刻申しました治者、被治者の關係、一人の君主が現はれまして、多くの人を支配する、時に依りますれば、洵に立派な政治をしたこともございます

が、併ながら何時でもさうと云ふ譯には行かない。場合に依つては段々此私心と云ふものが増長致しまして、或は苛斂誅求となり、生殺與奪の權を恣に致しまして、多くの人を虐げたと云ふことは、歴史に於て其の例に乏しくない。是は一人政治に依つて斯の如きことの行はれた歴史も澤山ございますが、又、少數の人が權力を振つて壓制をしたこともある。又多數は少數を壓迫したと云ふ例もあります。

三、法治觀念の發達

歐羅巴では民主制と云ふことを申します。此民主制と言つた所で、矢張權力と云ふものが一部の人に歸しまして、是は矢張權力を以て支配すると云ふ關係にある。元來民主制といふは總ての人が支配すると云ふ觀念でありまするが、是は一つの空想であつて事實に於ては代表民主政治が行はれて居るのでありまするが、名は民主政治でありまして、矢張少數の人の權力に歸します。でありまするから、縱令制度は民主制でありまして、權力が一人又は數人に歸しますれば、矢張茲に横暴と云ふものも生じて來る。斯の如き事實が、歴史を翻いて見ますれば、歐

羅巴に於きましては、昔から今日まで行はれ來つて居るのであります。成程其權力の移動と云ふものは國內に於てはございます。國と國との間に於いてもございます。一時はイスパニヤは強かつた、段々其時代と云ふものが過去りまして、或は佛蘭西が時に盛になつたり、或は英吉利が盛になつた。斯う云ふことはございます。斯の如く權力の移動と云ふものは、國と國との間にもございます。又一國の内に於きましてもございます。宗教專制の時代もあり或は君主專制の時代もあつた。宗教專制は宗教革命に因りて終りを告げ君主專制は佛蘭西革命に依りまして、廢滅せられました。所謂共和政治にはなつたが之に代るべき權力階級が漸を追ふて出來ました。歐羅巴に於きましては、君主制の衰へると共に、段々金力政治と云ふものが行はれるやうになつたのであります。之には又色々原因もございます。之を事細かに申しますれば、大變長くなることありますから、略します。斯の如き次第でありますから、權力を有する者が旺盛を極めて居ります間は、之に對抗することが出來ないのであります。併しながら段々其力と云ふものが衰へて來れば茲に對抗の力が出來るのであります。其對抗の力が強ければ何時も革命と云ふものが起つて來るのであります。大體申しますれば、所謂權力政治と云ふものが絶へ

ず行はれて居りまして、權力の推移に依つて所謂覇者が變り、支配階級が變るのであります。其變つた時が即ち革命である。だから小康を得て居る時もございませぬども、歴史の本筋を申しますると、一の争鬭史、國と國との間に於ては争鬭戰、國內に於て階級争鬭の歴史である。君主制が廢りまして民主制が之に代つても金力政治が衰へまして、無産階級が有産階級に代つても、是は一つの權力の推移に外ならぬ、何れの階級が力を得ましても、力を得ること久しきに及んで來ますれば、必ず横暴と云ふことは生じて來るのであります。今日以後と雖も本元に變りありませぬ以上は、此状態と云ふものは歐羅巴に於きましては、決して無くなりしな。資本階級は權力を得れば、之に對する反抗と云ふものが生ずる。無産者は勢力を得て若し是が横暴に陥つたならば、又之に對する反抗力と云ふものが生じて來るのである。要するに争鬭の歴史を繰返して居る。争の歴史を繰返して居ります。それで此歐羅巴に於きましては、之に牽聯致しまして、所謂法治と云ふ觀念が發達して來たのであります。法治とは法を以て治める、先づ國家と國家の間に於きまして、始終強い者が勝つと云ふことになりました。世界の平和は維持出來ませぬ。それで國際條約と云ふものが存在するに至つたのであります。即ち是

は要するに権力萬能と云ふことを制限すると云ふ所の一つの制度である。是は法律であるとか、法律でないとか云ふ議論はございますが、そんな事は枝葉の論であります。一國の間はどうであるか。権力者と云ふものが専横でありましては、國內の安穩なる生活と云ふことは出来ませぬ。生殺與奪の權が一人に歸する。或は少數の者に歸すると云ふことになりますれば、萬民一日も安んずることは出来ぬ。それで法治と云ふ觀念が起つて参ります。でありますから、歐羅巴に於きまして、憲法を制定致しました歴史を考へて見ますれば、何時も是は權力に對する反抗の結果である。さうどうも勝手なことをされては困る。憲法を制定して、支配階級の權力の行使を制限する。斯う云ふことになる。是は個人と個人との關係に應用致しましても同じ事である。今日民法と云ふ法律もある。商法と云ふ法律もございませう。今日に於きましては、種々の法律が出て來ますが、煎じ詰めて見ますれば、是は同じ關係である。個人と個人の間になつては、強い者は弱い者に勝つ、強い者は弱い者を抑壓すると云ふことになつては到底安穩なる生活が出来ませぬから、所謂法律と云ふものが出来まして、力の行使を制限すると云ふことになるのであります。法律家は直ぐに權利とか、義務とか申しますが、權利と云ふ觀念、義務と云

ふ觀念も皆茲に胚胎して居るのであります。又之を講釋致しますれば色々な解釋がございませう。大體是は法治の觀念であります。大體歐羅巴で發表致して居ります所の權力萬能、之に相當する所の法治觀念と云ふものは、大體申せばさう云ふものであります。

四、權力の破綻

皆さんの中で法律學をなさつた方もございませう。憲法を講釋する人は必ず主權と云ふことを言ひます。其他の法律を講義する時には必ず權利義務、斯う云ふことを言ふ。總て是は力を土臺にし、憲法又は法律を以て力の行使を制限するといふ觀念に、歸着するものと思ふのであります。斯んな事を一々詳しくお話すれば、それは優に一つの學問として一年も掛かることではございませうが、大體を搔摘んでお話をするとさう云ふものであります。此思想は我國にも輸入をせられまして、今日法律を學び、政治を論ずる場合に何時も此考へが土臺になつて居るのであります。權力萬能、法制に依る權力の制度、是までは是だけの事を知つて居ると云ふと、法律家として立つことも出来た。或は政治家として其地位を保つことが出来たのである。歐羅巴人

の言ふことを翻譯をして之を振廻す。之を詳しく論ずれば長い議論になります。之を詳しく知つて居る人は法律學者、或は政治學者、然るに是は今日では段々其權威を失つて來たのであります。そんなことぢやどうもいかぬ。昔から其通りであるのだが近頃になつて段々其事が氣附いて來たやうであります。昔はそんなことを講釋をして法律家にもなれたのであります。そんなことではいかぬと云ふことが近頃になつていはれる様になつて來た。實はそんなことではいかぬのは是は最初より明白な事である。殊に我國に於きまして、此觀念で萬事を支配すると云ふことは是は大變な間違であります。固より權力の觀念、法治の觀念と云ふものは徹頭徹尾、間違つて居るとは申しません。此等の觀念は一面を現はしたるものには相違ない。併し是だけで萬事を律すると云ふことは出來ませぬ。而も是は決して根本を示したものではありません。今少し根源に遡つて研究を致しませぬと云ふと、本當に人生の解決をすることは出來ませぬし、又國家、社會の問題を解決することも出來ないのであります。其根本の觀念と云ふものは何であるかと言へば、初めに申しました日本帝國の建國の大精神である。此大精神は、只今申上げました權力の觀念、或は法治の觀念とか云ふ事を超越した所のものであります。權力とか、權

力の制限とか云ふやうなことは、抑々末の問題、もう少し根本に遡りませぬければ、本當の解決は出來ませぬ。歐羅巴では事實が皆、今申上げた通りでありますから、仕方がありませんが、日本に外で權力とか權力の制限とかいふ問題に囚へられて居るのは實に理由のないことでもあります。支那はどうか。支那も事實は歐羅巴と同じことでもあります。支那でも始終力を以て制すると云ふことが元になつて居りまして、一つの力が勢力を得ますれば何時も之に反抗する者が出て來まして、歴史は革命の歴史である。支那では聖人の教がありまして、そんなことではいけないと云ふことを説いて居りますが、併ながら事實は矢張歐羅巴と同じ状態を繰返して居る。今でも支那では始終國內で權力の争をして居る。或は三民主義、共產主義、或は何々主義とか言つて居りますけれども、仔細に觀察致しますれば、其標榜して居る主義よりか所謂權力の争奪、利益の争奪と云ふことが彼等の頭を支配して居る。矢張是は歐洲と同じことである。單り我國に於きましては、之を超越した、建國の精神が古より今日に至りますまで、實現せられて居る。偶々支那傳來の思想、或は歐羅巴傳來の思想を以て、一時人心を支配したことはございませけれども、大體に於て一の立派な建國の精神と云ふものが存在して居りまして、是が所

謂本筋として、一つの傳統を爲して居るのであります。今日は支那でも歐羅巴でも、段々其事に氣が附いて段々權力萬能とか、之に牽聯する所の法治と云ふ觀念が變つて參つた。所謂此法治の觀念、國と國との間に於きましては、條約、或は國際法、斯う云ふものも餘程權威を失つて居る。是はどうも實際力と云ふものが強ければ斯んな條約とか國際法と云ふやうなものは何時でも蹂躪せられるのである。歐羅巴大戰の時に於きまして、皆さんの能く御承知の通り獨逸は白耳義の中立を侵害致しました。白耳義と云ふ國は列國の條約に於て所謂永世中立國と云ふことになつて居るので、何處からも之を侵すことが出来ないと云ふことになつて居りますが、是は唯々條約の上、國際法規の上に於てのみ唱へられた一つの原則に過ぎない。力を以てすれば何時でも之を蹂躪することが出来るのであります。兵隊を以て押込めば幾ら中立國となつて居りましても、之を打破ることは譯はない。國際條約で色々なことを決めて居りましても、いざ戰爭となれば、全く是は蹂躪せられて了ふのであります。近頃支那に於きましても、或は專管居留地の回復とか關稅自主といふ様な問題も多々あります。併し條約は立派に存在する。治外法權も存在する。關稅に關する條約も立派に存在して居る。併し條約はあつても之に反する

行爲が頻々行はれて居る。列國に於ても此條約違反と云ふものを認めなければならぬやうな形勢に段々に參つて居る。即ち幾ら條約はありましても、之を維持する所の力と云ふものが段々弱つて参りますれば遂に蹂躪せられるべきものである。國內の法律に致しましても、矢張同じ運命に陥り易い。歐羅巴に於て憲法と云ふものもあれば、法律と云ふものも立派に備つて居る。平和の状態に於ては、是は立派に行はれて居るものであるが、一度爭亂が始まり、段々に權力と權力の對抗と云ふものが盛になつて力の強い者は自分の都合の悪い法律を蹂躪して參ると云ふことは是は自然の勢ひである。一度革命が行はれますれば、是まで法治と言つて法律で萬事律して居る状態と云ふものは是は破壊せられて了ふのであります。

五、親和協同の觀念

是を要するに先刻申上げました權力萬能、之に牽聯する所の法治の觀念で、人生の幸福と云ふものを維持し、之を増進して行くと云ふことは、是は到底むづかしいことでありませぬ。之を超越した我が建國の大精神に依らなければ、到底人生の幸福と云ふものは得られませぬ。人生

の幸福を得られることは之に依らずんば出来ないであります。それはどう云ふ事であるかと申しますれば、先刻申しました親和協同と云ふ觀念であります。是は權力萬能、法治と云ふことも關係はございませうが、即ち之を超越致しました觀念であります。是は何に基いて居るかと言へば、要するに天地の大道、天地自然の理である。天地自然の理は、人力を以て到底破壊することが出来ない。今日は自然を征服すると云ふ言葉もありまするが、是は極めて僭越極りなきことで、自然の征服など云ふことは出来るものではありません。天地自然の法則と云ふものは人力を以て到底變更の出来るものではないのであります。今日科學が進歩致しまして、色々な發明がございます。每晚吾々が聴くことの出来るあのラヂオ、是は随分大きな發明でありますけれども、是は何も新に拵へたものではない。數萬年の古より此原理は立派に存在して居つたのである。詰り是は昔の人が知らなかつた丈だ。此原理は、立派な嚴然として此宇宙に存在して居つたのであります。今日科學の進歩、又科學の應用が段々に發明せられまして、遂に斯う云ふものが出來た。併し是は何も自然を征服したのではありません。自然に従つたのだ、後世から今日のことを考へたならば、まだどうも此昭和年代には人智が開けない時代でラヂオ位聽

いて喜んで居たなど云ふかも知れませぬ。更に今後どんなものが出来るかも知れない。今日到底吾々が想像も出来ないものが出来るかも知れませぬ。是も所謂發見でありまして、作つたものではない。述べて作らず、述べることは出来るが作ることは出来ませぬ。自然は昔から今日まで少しも變更はありません。之を知らざるが故に之なしとはいへない。之を知つたからと言つて、之を作つたとは言へない。天體の運行に自然の法則がある、總ての天體は時を違へず、軌道を間違へずに絶へず運行致して居ります。此法則は立派に存在を致して居ります。決して天文學者が拵へたのではない。天文學者は唯々之を研究致しまして、此眞理を述ぶるに過ぎない。矢張是は一つの發見に過ぎない。動植物の成育するに付きまして、昔から今日まで變らない法則がある。之は決して生物學者の作つたものではありません。單に之を述べたに過ぎない。如何に醫術が發達したからと云ふて、決して人間の身體を拵へることは出来ない。唯々自然の法則を應用しまして、都合好く之を按配して行くに過ぎないのであります。だから自然を征服するなど云ふことは、僭越な言葉であります。精神科學の方面に於きまして、此事は少しも間違はない。所謂人道、人の踏むべき道、人の辿るべき道、是も古より今日に至る

まで明瞭に決つて居るのであります。之に反することは到底出来ませぬ。幾ら反せんと欲しましても、反することは出来ませぬ。

六、自然の理法

人間は歩く、働く、手足を動かして歩いたり、或は働いたりするのでありますが、それには自ら法則がある。是は變更することは出来ないのは明であります。精神の働き、精神の作用、是も亦到底變更することが出来ぬのであります。出来ると思つて居るのは大變の間違である。如何に複雑であつても一定の法則があるには相違ない。天體の運行に運行の道あるが如く精神界においても一定の法則がある。即吾々の踏むべき道はちやんと決つて居ります。人は親和協同すべきものである。是は天地の公道であります。是は吾々が虚心坦懐に考へて見ますれば、極めて明白なことである。吾々は斯うやつて一室の中に大勢集つて居りますが、若し此親和協同の觀念と云ふものが缺けましたならば、到底此一室の中に吾々は共に居ることは出来ませぬ。一つの國に致しましても、一つの社會に致しましても、矢張同様であります。然るに

哲學者中には、一體人間など云ふものは喧嘩をするのが本性である。相争ふと云ふことが本性である。斯う云ふことを言つた人がある。是は一寸迷ひ易い言葉であります。併し是は能く考へて見れば間違ひである。又一家の中に於きまして、總ての家族は親和協同すると云ふことは是は自然の理であります。親は子を愛する、子は親を慕ふ、是は洵に自然であります。親子相背くと云ふことは不自然に違ひない。之を兄弟姉妹に及んでも同じ事である。之を一般の方に持つて來まして、隣保相親しむと云ふことも、同じ道理であります。之をさうでないといふのは不自然な話である。此親和協同に反する、所謂争闘と云ふことの行はれますのは、何か茲に之を誘發すべき所の原因がなければならぬ。其誘發の原因と云ふことは一口に言ひますれば、私利私慾、自分の都合の好い事を考へる。又自分の都合の好い事を實現せしむる爲には他を排斥しなければなりません。一家族の中に於て食物が足りなければ、互に之を分け合つて喰べる。自分だけふんだんに喰べて外の者を飢餓に陥れると云ふことは、何人も是は忍び得ない。茲に私利私慾と云ふことが起りますと云ふと、人はどうでも宜い、自分だけ美味しい物を喰へば宜い。斯う云ふ考になる。是は極めて不自然な話で、所謂争闘は本性であると云ふことは、

即ち天下の公道に反したる議論であり、自然を無視した所の議論である。是は異端者である。是は先刻お話致しました延べて物を作らずの反対である。眼は横に付いて鼻は真ん中に縦に付いて居る。是は誰でも知つて居る、然るに人に向つて眼は横に付いて居るが鼻は縦に付いて居ると言ひますれば、是は本當であるが、そんな事は聞かぬでも分つて居るぢやないか。斯う申しませうが、若し之と反対に眼は縦に付いて居る、鼻は横に付いて居ると云ふ事を申しましたならば、それは間違つて居るには違ひないが、一寸是は面白いことを言ふやつだ、珍しいことを言ふやつだと歓迎される。今さう云ふことを言ふて、歓迎されて居るものも多うございますが、何か珍しいことを言ふと人が歓迎する。それも唯々是は面白いと言つて聞いて居る間は宜しいが、段々之を巧にやられますると、遂に引入られ、所謂新奇を街ふ、珍しい物を好む、新しい物を好むと云ふのが人情でございますから、引入られ易いものであります。今日或は國家を否定するやうな議論も澤山あります。或は制度を否定するやうな議論も多く聞きます。是は珍しい、尤も今日では餘り珍しくはないかも知れませぬ。斯う云ふ事を最初唱へられた場合には、面白い話だと言つて聞いた。其珍しい、面白いと云ふことが宜しくない。毒ぢや、是は

人心を荼毒する大なる原因であります。併し所謂天地の公道たる親和協同の理想から申しますれば、そんな事は間違ひであると云ふことは明白であります。

七、親和協同の道

此天地の公道が建國の初より實現せられまして、今日まで少しも變りもありませんが我が日本帝國であります。草木を見ましても、幹や根がありまして、段々枝や葉が繁茂致しますと云ふことは自然の理法であります。我が帝國の建國と云ふものは丁度是と同じ事であります。根幹と云ふものは立派に確立致して居りまして、それから段々枝が出、葉が出、此枝葉が繁茂して参つたのであります。今日も矢張り同じ状態で繼續して居るのである。我が皇室は即ち根幹であります。我々國民は總て枝葉である、根幹と枝葉とが嚴然と茲に存在致して、段々繁榮致しますれば、自ら枝葉は其恩澤に潤ふて繁茂致して参る。我が帝國は一大家族であると云ふことを申しますが、眞に其通りである。一家の存立と云ふことは是は天地自然のものであります。家族と云ふものが拵へて出来るものではありません。親子は自然のものであります。兄弟

も自然のものである。拵へたものでは決してない。之に依つて一家と云ふものは出来たものであります。其間に親和協同の道の存するのは自然であります。我が帝國は一大家族であると云ふことは、要するに是と同じ意味であります。我が皇室は天神の元胄で、我々國民は其枝葉たる群神の末である。其間に親和協同の實は絶えず存在して居るのであります。恰も我々の祖先が皇祖皇宗に御仕へ申した通り、今日我々は皇室を奉戴して、輔翼の責任を盡して居るのであります。是は古より今日迄少しも變りはありません。其關係は決して法律關係でも何でもありません。又歐羅巴に於けるが如く權力の關係でもありません。即ち天地自然の理法と云ふものが其儘現はれて此關係を生じたのであります。即ち此天地自然の理法に従ひまして、益々之を明にし、益々之を推弘することが吾々の踏むべき道であります。之に違ひますれば、國家の幸福も減退しなければならぬ。個人の幸福も段々無くなつて來るべき道理である。吾々は小我に拘泥して居つてはいけません。大我、益々發達せしめて行くことに努めんければならぬ。吾々は日本帝國と云ふ一つの大きな我の一部分である。自分の五尺の身體に囚はれまして、大きな我を忘れましたならば、是は大變な事である。總ての人がさう云ふ考へであつたなら、何に依つ

て國家が維持出来ませうか。國家が維持出来なければ吾々自身も自滅するより外はないのである。日本臣民は建國の初からして、此精神を以て進み來つたのでございます。それでありませうから、我國に於きましては、西洋に於けるが如き、所謂治者、被治者の間の争闘、或は階級間の争闘と云ふものは決して無い。或は源平が互に争つた事實、又足利新田兩氏が互に争つたこと、或は一時藤原時代に於て藤原氏が權を専らにした、或は武門が專横を極めたと云ふ時代は、是はございます。併し是は大きな光に唯々影がさしたと云ふに過ぎない。長い間の歴史には色々な影がさしますが、吾々の毎夜見るあの月は、幾萬年からの昔からか知りませぬが、遠い昔から現存して居るものに違ひない。あの月は一時たりとも存在を失つて居ると云ふことはない。偶々雲が懸つて居ると見へない、併し雲が懸つたから月は無くなつたのだと斯う考へますのは是は間違ひである、どんな立派な名玉でも、塵が掛れば一時光を失ふ、だから玉に光は無いと云ふことは言へない。塵を能く拭ふて見ましたならば、元の通り光明灼々たる玉になる。吾々の精神も同様でありまして、絶えず雲の掛り易いものであります。先刻申します通り、誘惑の原因と云ふものは非常に多いものであります故、誘惑の原因の爲に雲の懸ることは往々あ

ります。我が建國の大精神に致しましても、一時暗影の生じたことは争ふことは出来ませぬが、是は唯々月に雲が懸つたやうなもので、大體の本筋と云ふものは少しも害せられて居ることは決してありません。我人は之を益々發揮しなければならぬのであります。區々たる階級争闘、是は歐羅巴の眞似、支那の眞似に過ぎませぬ。そんな小さな事に掛りつて居つてはいけません。即ち大きな我、之を擁護し、之を發達せしめて行くと云ふのは吾々の責任であります。

八、正義人道の正道

分子と分子の間に利害の争をする、感情の衝突をする。是は極めて小さな問題であります。歐羅巴人や支那人は之に囚はれまして、戦争を致したのであります。是が爲に革命も起つたのでありませうが、我國に於きましては、建國の大精神を基礎と致す以上は、そんな小さな問題に囚はるべき道理のものではありません。吾々は決して領土の大きい事を誇りとするものではありません。人民の多數と云ふことを誇りとするものではありません。物質の豊富なることを誇りとするものではありません。吾々の誇りとする所は立派な建國の大精神であります。之

を以て進みまするならば、外の小さな問題はどうでも宜しい。併し此大精神を失ひましたならば、我が國家は是は崩滅したと同様である。幾ら形に於て廣大なる領土を持ち、多くの人口を有し、豊富なる物質を有して居りましても、是は國家として崩滅したと言はなければなりません。此精神が現存して居る間と云ふものは、決して此領土が廣いと云ふことなどは要らない。物質人口の多いなど云ふことも要りませぬ。物質の豊富など云ふことも要らない。此精神を以て我々は進んで行きたい。さうすれば國內に於ては平和が立派に維持されます。國內に於て立派に平和が維持されますれば、所謂共存共榮の實と云ふことは期せずして俟つことが出来るのであります。吾々は此精神を以て世界に臨みたいのであります。國內だけではありません。社會全體の平和と云ふものを維持して行かねばなりません。之には是まで歐羅巴人や支那人の致して居ることを眞似をしたのでは、是は到底いけません。即ち之を我が建國の大精神を以て總ての世界に臨む、之を顯彰致しましたならば、之に依つて世界の平和と云ふものは維持することが出来るのである。是れ位の大きな抱負を以て行かなければ、列國の間に介在しまして、我が存立を全うし、進んで我が國威を輝して行くと云ふことは到底出来ないものである。即ち是

は正義人道、此正義人道の講釋は歐羅巴人に聞く必要もない、支那人に聞く必要もありません。我が建國の精神を其儘實現して參れば、それが即ち立派なる正義人道の正道になるのであります。どうか此精神を以て御進みにならんことを望むのであります。即ち此道を踏んで参りますると云ふことは、極めて平易な事である。實に平々坦々たる大路を歩むが如きものであります。が、唯々此道が行はれないと云ふことは、先刻申します通り誘惑の原因がありました。是が爲に横道に入る。一度横道に入りますると、まるで茨の野を歩むやうなものであつて、極めて是は難路であります。其處に入りますると云ふと、どうも身體の自由を失つてどうして宜いか分らない。是が即ち人の煩悶となるのであります。吾々は煩悶をしてはいけません。大道に向つて勇往邁進して参りましたならば、決して煩悶などの起るべき道理はありません。煩悶が起りますのは、只今申します通り小我に囚はれるから煩悶と云ふものが起る。是は道理としてはさう云ふものであります。併ながら其境涯に至りますると云ふことは、一寸むづかしいのである。どうも誘惑と云ふものが世の中に多いものですから、迷路に入り易い。此迷路に入らないやうにしなければならぬ。誘惑の原因の爲に支配されないやうにならなければならぬ。

九、天地の公道に還れ

即ち人の精神が確かでなければならぬ。人間の身體に就て申しまして、同様であります。病氣の原因と云ふものは空中に充滿して居るさうであります。微菌が始終肺の中に吸込まれたり、胃袋の中に飲込まれたり致して居る。是は吸はぬやうにしる、飲込まぬやうにしると申しまして、現に空中にあるのだから仕方がありません。さう云ふものを飲込んで、吸込んで、害毒を受けぬやうにしなければならぬ。即ち是は身體を丈夫にする所以であります。是が爲には飲食物も慎まなければならぬ。運動も適宜にする、斯う云ふ事は大切であります。精神方面に於きまして、矢張り同様であります。即ちこちらの精神を健全になさなければならぬ。精神を健全にすると云ふことは、要するに正しい所に歸へる。吾々は立派な精神を以て生れて來て居る。天地の公道を其儘持つて生れて居るのであります。之に還れば宜いのであります。正しき元の所に戻せば宜いのである。斯う云ふ風に曲つて居れば之を元の通りに眞直にすれば直るのである。是は何であるかと言へば要するに修養である。吾々は此精神を以て多

くの人を指導して行かなければならぬ。是は今回御集りになつた皆さんの責任であります。それには先づ自分の精神修養から第一に掛からなければならぬ。自分が正しくなければ到底他人を指導して行くと云ふことは出来ませぬ。

十、差別を去れ

唯々理窟を言ふのではありませぬ。理窟を研究するのではありませぬ。理窟はもう明々白々たるものであります。唯々之を實行する、所謂實踐躬行、是が大事である。躬行實踐と云ふことは修養の第一義である。講義も澤山聴かれるが宜しい。本も澤山讀まれるのも結構であります。それだけではいけません。之を實行爲さるのが大切である。講義も澤山お聴きになり、本も澤山讀まれたでせう。立派な本や講義ではありませうが、唯々讀んだだけ聴いただけではいけない。其通り必ず實行しなければならぬ。此の途を履んで精勵致しましたならば、必ず純なる本性に立還りまして、我が建國の大精神と云ふものを立派に諒得することが出来るのであると思ひます。先づ之を諒得し、之を基礎として進みましたならば、我が融和の使命と云ふ

ものは、是は易々として行はれなければならぬ。此本元を捉へず致しまして、唯々小さい我に拘泥し、殊に只今申しました歐羅巴で言ふ所の權力萬能と云ふ考で進んで参りましたは、到底、此大使命は全うすることは出来ぬ。そんなことを超越した立派なる大精神に還らなければなりません。此大精神の前には如何なるものも之に對抗することが出来ぬ。之に對する反對の理由は幾らもあるであらう。今日國家主義、或は國家を否認する主義とが相對抗して居ります。若し此國家主義と云ふものが歐羅巴で言ふ權力主義、法律主義、斯う云ふものであつたならば、之に對抗する所の力と云ふものは餘程強い。而も私の申します所の立國の大精神を基礎としたる所の國家主義でありますならば、何物も之に對抗は出来ませぬ。如何なるものも之に觸れれば總て粉碎される譯、大精神は、大磐石の如きものである。之に抗すればどんなものでも一溜もなく粉碎されて了ふ。吾々は此大きな見地から致しまして、大に進まなければいかぬと信するのであります。國民の間に於て因習付けられたる所の所謂差別觀念、斯くの如きものは實に憂ふるに堪へたるものであります。我が建國の大精神から論ずれば、實にどうも詰らぬ憂ふるに堪へたる觀念であります。斯んなものは忽ち粉碎され盡さなければならぬ。皆さんどう

か此大きい見地からしてお進みにならんことを希望する。一つのものがあつて之に對抗する、斯う云ふ考はいけませぬ。立派な精神を基礎として進んで行きますれば、何も對抗するものはありません。之に觸るれば忽ちにして紛碎されるのである。さう云ふ大きい心を持つて將來お進みあらんことを希望する次第であります。又斯う云ふ考を以て人を指導すると云ふことを希望して已まないのであります。(完)

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並ぶ。これは原稿の影写または印刷の誤りによるものと推測される。）

昭和二年十二月二十日 初版發行
昭和三年五月二十日 再版發行

【定價金五錢】

發行人

印刷人

印刷所

東京市麹町區元衛町社會局構内
中央融和事業協會代表者

瀧本豊之輔

東京市京橋區南八丁堀三ノ十

人見恒次郎

東京市京橋區南八丁堀三ノ十

七星社印刷所

東京市麹町區元衛町社會局構内

發行所

中央融和事業協會

總替口座東京七〇八六番

融 和 資 料

第一輯	喜田 貞吉述	融和促進……………	七錢
第二輯	加藤 咄堂述	文化の開展と融和の精神……………	八錢
第三輯	三好伊平次述	維新前後に於ける解放運動……………	十錢
第四輯	海野 幸徳述	隣保事業と融和問題……………	七錢
第五輯	守屋 榮夫述	我等の使命……………	六錢
第六輯	喜田 貞吉述	融和問題に関する歴史的考察……………	八錢
第七輯	生江 孝之述	社會事業に於ける融和事業の地位……………	六錢
第八輯	守屋 榮夫述	融和事業の精神……………	五錢
第九輯	平沼騏一郎述	建國の精神と融和問題……………	五錢

中 央 融 和 事 業 協 會 發 行

